

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	2,311,734,800 円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	13,840,800,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	2,484,044,000 円
募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額です。	

【募集の方法】

2025 年 11 月 17 日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は 2025 年 11 月 10 日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	931,400	2,311,734,800	1,264,654,920
計(総発行株式)	931,400	2,311,734,800	1,264,654,920

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会決議に基づき、2025 年 11 月 17 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,920 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 2,719,688,000 円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされています。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年 11 月 18 日(火) 至 2025 年 11 月 21 日(金)	未定 (注)4	2025 年 11 月 26 日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

発行価格は、2025 年 11 月 10 日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 11 月 17 日に引受価額と同時に決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025 年 11 月 10 日開催予定の取締役会において決定される予定です。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び 2025 年 11 月 17 日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金です。なお、2025 年 10 月 23 日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025 年 11 月 17 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しています。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

5. 株式受渡期日は、2025 年 11 月 27 日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

7. 申込みに先立ち、2025 年 11 月 11 日から 2025 年 11 月 14 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針です。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止します。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号	931,400	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025 年 11 月 26 日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	931,400	—

(注) 1. 引受株式数は、2025 年 11 月 10 日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 11 月 17 日)に元引受契約を締結する予定です。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	850,700	2,484,044,000	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号 野村證券株式会社 850,700 株
計(総売出株式)	—	850,700	2,484,044,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しです。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,920 円)で算出した見込額です。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一です。

【募集又は売出しに関する特別記載】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を共同主幹事会社(以下「共同主幹事会社」と総称する。)として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しています。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である長尾智明(以下「貸株人」という。)より借入れる株式です。これに関連して、野村證券株式会社は、850,700 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオプション」という。)を、2025 年 12 月 19 日を行使期限として貸株人より付与される予定です。

また、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、2025 年 11 月 27 日から 2025 年 12 月 19 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定です。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である長尾智明、売出人である Pharrell Williams 及び株式会社 NIGOLD 並びに当社新株予約権者である Brian Donnelly 及び田中慧は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年5月 25 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書

ZOICCS Co., Ltd.

面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しています。

さらに、売出人である松沼礼、柳澤純一及び鳩山玲人は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 360 日目の 2026 年 11 月 21 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しています。

また、当社は共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後 180 日目の 2026 年 5 月 25 日までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割及びストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2025 年 10 月 23 日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定です。

海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) 株式の種類	当社普通株式 未定
(2) 売出数	(売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。) 未定
(3) 売出価格	(「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定です。) 未定
(4) 引受価額	(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。)
(5) 売出価額の総額	未定

(6) 株式の内容	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は 100 株です。
(7) 売出手法	下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部を共同主幹事会社の関連会社等を通じて、海外販売します。
(8) 引受人の名称	「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人
(9) 売出しを行う者の氏名又は名称	「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人
(10) 売出しを行う地域	欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
(11) 受渡年月日	2025 年 11 月 27 日(木)
(12) 当該有価証券を金融商品取引所に に上場しようとする場合における 株式会社東京証券取引所 当該金融商品取引所の名称	

【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2021 年 1 月	2022 年 1 月	2023 年 1 月	2024 年 1 月	2025 年 1 月
売上高 (千円)	1,852,402	3,237,679	5,445,171	8,390,259	11,258,349
経常利益 (千円)	583,759	677,456	1,253,595	2,257,205	3,176,700
当期純利益 (千円)	368,890	404,309	895,210	1,586,941	2,127,745
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	87,500	87,500
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,099,000	1,099,000
純資産額 (千円)	930,580	1,337,871	2,236,531	4,020,213	6,147,958
総資産額 (千円)	1,324,954	1,866,126	3,685,400	5,711,305	8,243,005
1株当たり純資産額 (円)	930.58	1,337.87	2,233.08	182.88	279.68
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

1株当たり当期純利益	(円)	368.89	404.31	895.21	79.33	96.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	70.2	71.7	60.6	70.4	74.6
自己資本利益率	(%)	49.4	35.6	50.1	50.8	41.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	1,617,918	2,138,927
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△171,020	△672,456
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	149,240	162,462
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	—	—	—	3,880,003	5,509,087
従業員数	(名)	31	46	78	127	155
〔外、平均臨時雇用者数〕	〔—〕	〔13〕	〔22〕	〔24〕	〔23〕	

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益について、当社は関連会社を有していないため、記載していません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

6. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けています。

なお、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

7. 第5期、第6期及び第7期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。

8. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員(アルバイト)の年間平均人員です。

9. 当社は 2025 年6月 30 日開催の取締役会決議により、2025 年7月 17 日付で普通株式1株につき 20 株の割合で株式分割を行っており、発行済株式総数は 21,980,000 株となっています。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しています。

10. 2025 年7月 17 日付で普通株式1株につき 20 株の割合で株式分割を行っています。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について』(2012 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けていません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2021 年1月	2022 年1月	2023 年1月	2024 年1月	2025 年1月
1株当たり純資産額 (円)	46.53	66.89	111.65	182.88	279.68
1株当たり当期純利益 (円)	18.44	20.22	44.76	79.33	96.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年9月 30 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
190 [22]	32.4	2.1	6,092

(注) 1. 当社は、ブランド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

3. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員(アルバイト)の最近1年間の平均人員です。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
16.7	66.6	88.1	87.4	88.4

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第 25 号)第 71 条の4第 1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

【所有者別状況】

(2025 年9月 30 日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	1	4	6	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	98,000	—	58,000	63,800	219,800	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	44.6	—	26.4	29.0	100	—

(注) 1. 2025 年6月 30 日開催の取締役会決議により、2025 年7月 17 日付で1株につき 20 株の株式分割を行っています。

2. 2025 年7月 30 日開催の臨時株主総会決議により、2025 年7月 30 日付で1単元を 100 株とする単元株制度を採用しています。

【株主の状況】

氏名または名称	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社 NIGOLD (注)1	9,800,000	43.42
Pharrell Williams (注)1	5,800,000	25.70
長尾 智明 (注)1、4、6	4,400,000	19.49
松沼 礼 (注)1、2	660,000	2.92
柳澤 純一 (注)1、3	660,000	2.92
鳩山 玲人 (注)1、3	660,000	2.92
Brian Donnelly (注)4	200,000 (200, 000)	0.89 (0. 89)
田中 慧 (注)4	200,000 (200, 000)	0.89 (0. 89)
— (注)5	15,580 (15, 580)	0.07 (0. 07)
— (注)5	15,000 (15, 000)	0.07 (0. 07)

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

3. 特別利害関係者等(当社取締役)

4. 社外協力者

5. 当社の従業員

6. 当社の役員であった者

7. ()内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数です。

8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。